



遠賀町自立推進計画の概要

～ 健全で効率的な行財政運営を目指して～

平成15年7月から遠賀郡4町の合併協議を行なってきましたが、残念ながら昨年10月にこの合併協議は破たんしてしまいました。

現在、この合併協議の破たんをはじめとして遠賀町の行財政運営を取り巻く状況は、非常に厳しいものとなっています。

今後、この厳しい状況の中で、将来に向かって魅力あるまちづくりを行なうためには、健全で効率的な行財政運営が必要となってきます。

今回、現行の住民サービスを維持しながら、健全で効率的な行財政運営を推進していくことを目的に、平成17年度から21年度までの5ヶ年を計画期間とした「遠賀町自立推進計画」を策定しましたので、その概要をみなさまにお知らせします。

1 計画策定の背景と課題

計画策定の背景としては、町の行財政運営を取り巻く状況が大きく変化してきて、これまでの行財政運営のやり方では行き詰まりを生じてきています。その主な背景とそこから生じる課題としては、次のとおりです。

① 遠賀郡4町合併協議の破たん

合併をした場合には、合併特例債などの国や県からの支援を活用して、新市の中でまちづくりができたのですが、合併協議の破たんによって、

限られた財源によるまちづくりが求められます。

現状としては、基金の繰入（貯金の取り崩し）と地方債（借金）によって投資的経費（ハード面のまちづくりの経費）を捻出していますが、このままでは、基金もだんだん少なくなっていく状況です。（図1・図2参照）

今後、現行の事務事業の再評価、見直しを行なって、いかに将来に向けたまちづくりのための投資的財源を捻出していくかが課題となります。

② バブル経済崩壊後の長引く経済不況の影響

長引く経済不況によって、町税収入が伸び悩んでいます。（図3参照）
今後は、いかに生産年齢人口の増加や企業誘致などを進め、税収を増やしていくかが課題となります。



昨年解散した遠賀郡4町合併協議会

図1 平成16年度 普通会計決算見込み

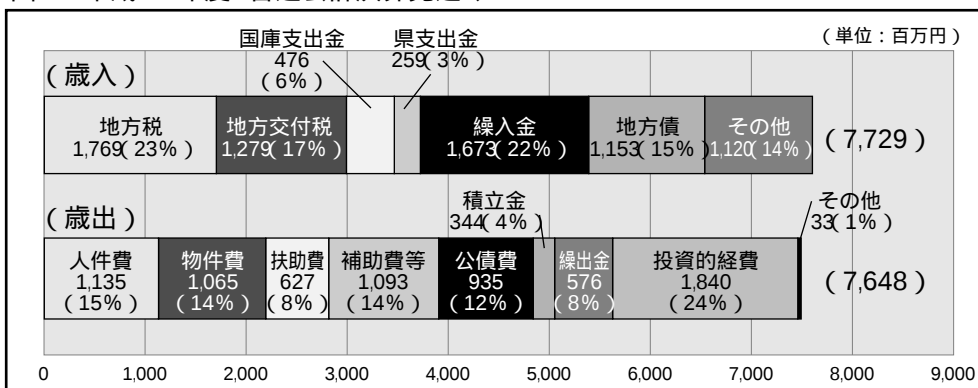
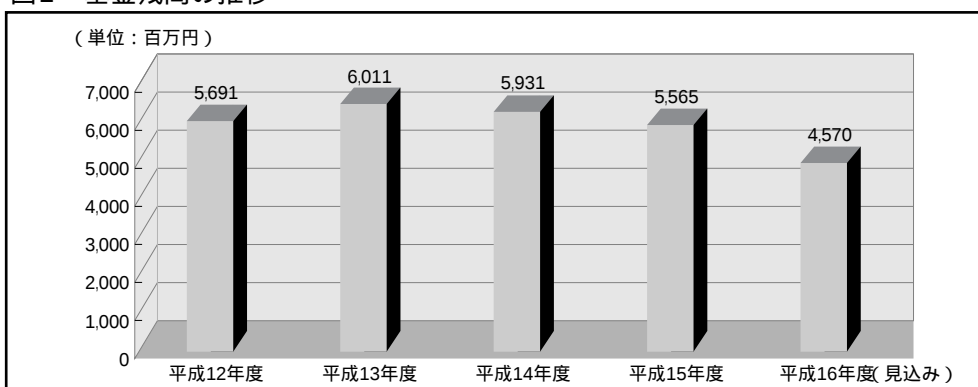


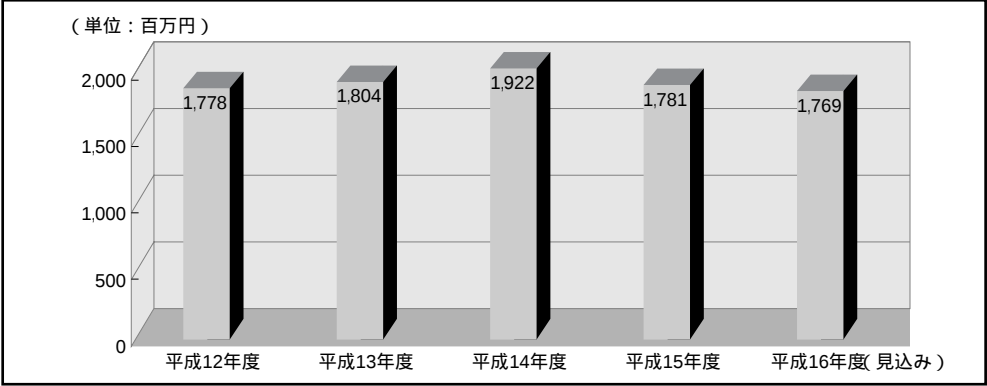
図2 基金残高の推移



③ 国の「三位一体改革」の影響

国は、地方交付税（所得税や消費
税など国税の地方への配分金）の見
直し、国の補助金等の削減、地方へ
の税源移譲（国の補助金等削減分の

図3 地方税の推移



三位一体の改革

国庫補助負担金の削減

地方交付税の見直し

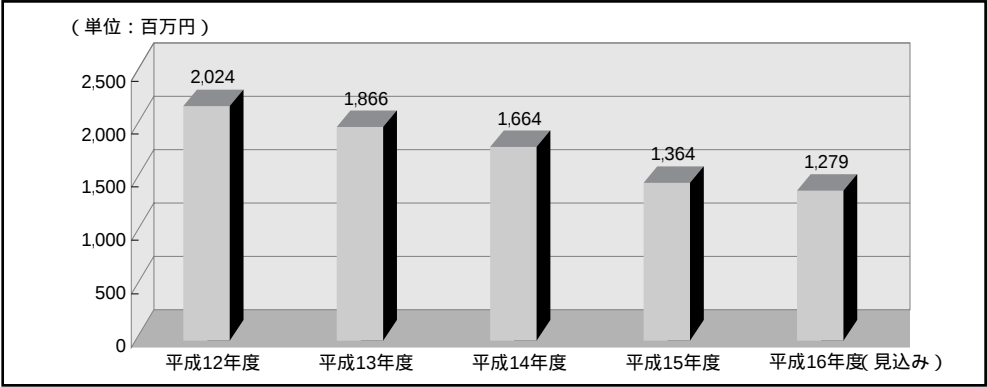
地方への税源移譲を含む
税源配分の見直し

地方への税源移譲（の三つの改革を一組の改革とした「三位一体改革」を進めています。
現在、地方交付税の見直しと国の補助金等の削減が先行して行なわれており、地方への税源移譲については、現時点でまだ不透明な状況です。
特に、地方交付税は、町税と同様に町が自由にまちづくりのために使える財源の一つで、町税と合わせる町税の収入全体の4割程を占める大きな収入となっています。（図1参照）

④ 地方分権の進展

地方への税源移譲が不透明な中、地方交付税の大幅な削減（図4参照）は、町の財政運営に對したいへんな大きな影響を与えています。
今後は、国や県などの動向の影響を受けにくい、可能な限り自立した財政構造の確立が求められます。
法律等が改正され、平成14年度から今日までに国や県が担ってきた権限（事務）がだんだん市町村に移され、町の課題は町自らがその責任において解決していく「地方分権」が進展しています。
特に福祉分野においては、県からの精神保健事務の移譲、身体障害者や高齢者福祉の分野での新たな制度の創設など、事務量や事務経費が年々増えてきています。
今後は、財政的な制限の中で職員を増やすわけにはいかず、事務の外部委託や更に効率的な事務処理が求められます。

図4 地方交付税の推移



⑤ 少子高齢化の進展

少子高齢化は、全国的な傾向として進んでいます。遠賀町においても例外ではなく進展しており、今後にも更に進むことが予測されます。（図5参照）

現状では、高齢化の進展にとともに、老人医療給付費や介護給付費が年々増加の一途をたどっています。

(圖 6 參照)

生産年齢人口の拡大を図り、少子化対策を実施して、少子高齢化傾向に可能な限り歯止めをかけ、高齢者福祉の財源を確保することが求められます。



図5 遠賀町の人口推計

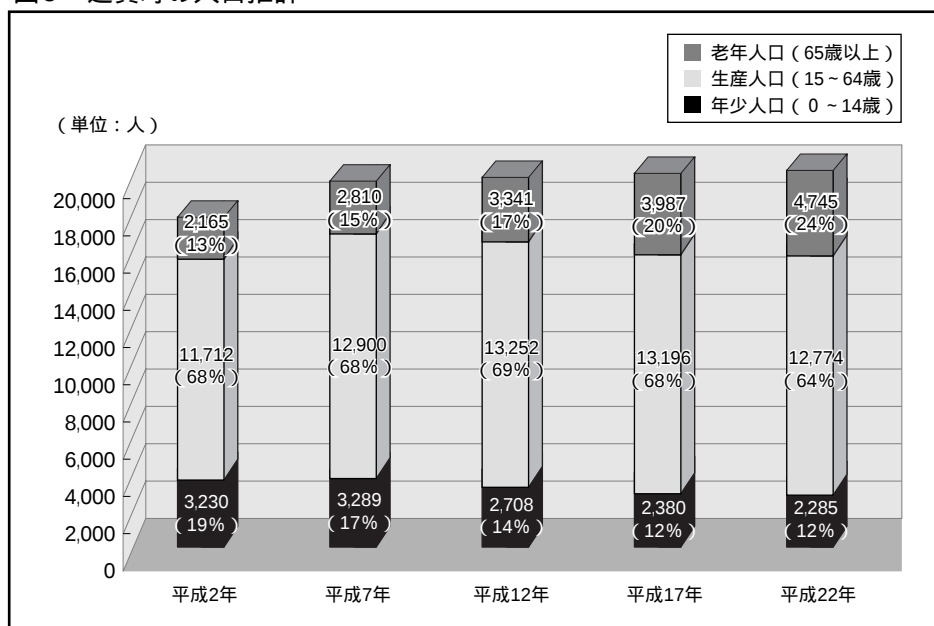
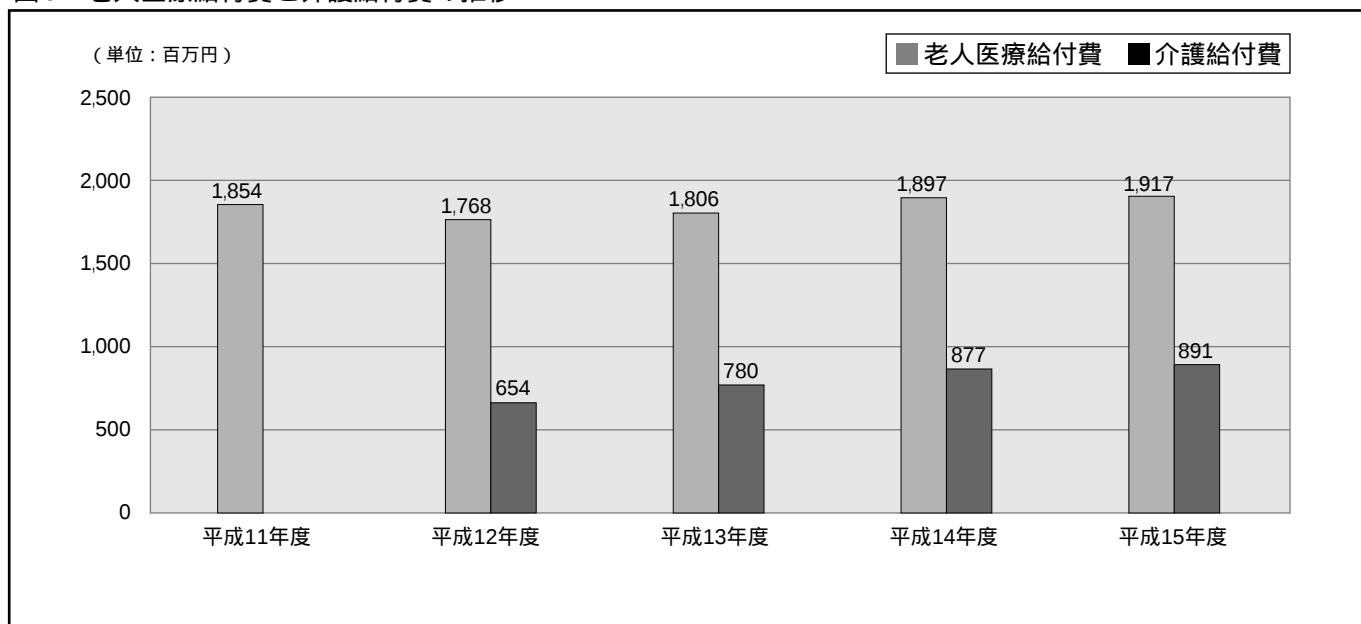


図6 老人医療給付費と介護給付費の推移



2 計画策定にあたっての基本方針

計画策定にあたっては、①行財政運営、②住民サービス、③行政基盤の三つの分野において、次のとおり基本方針を定めています。

三つの基本方針

① 行財政運営

国県の政策変更に対応できる行財政運営
国政およびそれに伴う県政の変更によって、町が大きく左右されることのない行財政運営を目指します。

効率性の向上を視点とした事務事業
最小限の投資で最大限の効果を生む事務事業のあり方を検討し、更なる効率化を目指します。

② 住民サービス

住民サービスの維持
事務経費の削減など、効率性を求める一方で、その影響を住民サービスに及ぼさないよう努めます。

住民サービスの平準化
公平性を欠くことなく、サービス水準をより適正化するため、標準となる指標づくりを進めます。

③ 行政基盤

住民との一体性
職員だけの行政運営で、住民ニーズの届きにくい体系ではなく、地域コミュニティを意識した、住民との協働による一体性のある事業展開を進めます。

職員の技術と意識向上
事務事業の効率化を図るために必要な技術力を養い、高いコスト意識を持った職員の育成に努めます。

3 自立推進施策の大綱

前述の「基本方針」に沿って、次のとおり10の大綱を定め、それぞれの具体的施策を実行することにより、今後、健全で効率的な行財政運営の実現を目指していきます。

大綱1 職員定数及び給与の見直しについて

項 目	具 体 的 施 策	実 施 時 期
職員定数	職員定員管理計画の見直し	機構改革後速やかに
	現行定数133人を118人を目標に減員	平成21年度までに
組織の継続性と活性化	退職勧奨制度の導入	平成18年度から
給 与	諸手当の見直し（調整手当・徴収手当）	平成18年度から

大綱2 組織・機構の見直しについて

項 目	具 体 的 施 策	実 施 時 期
機構改革	職員定数削減・指定管理者制度（注参照）を前提とした柔軟かつ効率的な組織・機構への見直し	平成17年中に見直し

注：指定管理者制度→公共施設の管理・運営について、これまでは施設管理に限り民間事業者などに委託することができなかったものが、運営も含め全面的に民間事業者などに委託することで、民間のノウハウの活用により住民サービスの向上と経費の削減を図ろうとする新たな制度。

大綱3 特別職の定数及び報酬等の見直しについて

項 目	具 体 的 施 策	実 施 時 期
定数等	収入役の廃止	平成19年7月7日から
	非常勤特別職委員数の10%を目標に削減	各委員の各任期満了時
報酬等	町長、助役、収入役、教育長の給与の引下げ（2.5%削減）	平成17年7月から
	町長等の給与等の改定に準拠した非常勤特別職の報酬の引下げ	平成18年4月から

大綱4 行政委員会・附属機関等の見直しについて

項 目	具 体 的 施 策	実 施 時 期
附属機関の整理・区分と機能の見直し	・附属機関の必要性の見直し ・附属機関の名称及び設置例規類等の整備	平成17年から随時

大綱5 補助金の見直しについて

項 目	具 体 的 施 策	実 施 時 期
補助金算定基準の設定と補助金額の平準化	総括的な補助金算定基準を設定する。この基準に沿って補助金額を団体ごとに見直し、平準化を図る。	平成18年度から
各種補助金規程の整備	1件当たり10万円未満の補助金について包括的な規則の整備	平成18年度から
	1件当たり10万円以上の補助金について補助規程未整備のものの規程整備	平成17年度中

4 町行財政の将来像

将来のまちづくりの方向性として、国道3号線とJR鹿児島本線が町の中央部を横断し、北九州市、福岡市への交通アクセスが良いこと、これに加えて九州自動車道の筑豊インターチェンジ（仮称）が鞍手町に建設される予定であることなどの好立地条件を活かしたまちづくりを目指しています。

この立地条件を活かし、住宅や商業施設の誘導や企業誘致を積極的に進め、将来的に雇用や生産年齢人口を中心とした人口の拡大を図ることを目指しています。これを実現することにより、安定した行財政基盤を確立することができ、より高度な住民サービスを提供することができると考えています。

現状の町財政を取り巻く背景から判断すると、短期的に収入を大きく伸ばすことはできず、現行の住民サービスを維持しながら、経費の削減によって将来のまちづくりの経費を捻出しなければなりません。

今回策定した計画を実行した場合に得られる財政面の効果として、平成17年度から26年度までの10年間の町財政の推計を行ない、財政の弾力性指数（各年度の積立金、投資的経費、翌年度への繰越金の合計額）という形で、現行のままの推計との比較を行いました。（図7参照）

10
の
大
綱

大綱6 イベントの見直しについて

項 目	具 体 的 施 策	実 施 時 期
効果や目的の明確化	イベントに関する基準の設定	平成17年中
イベントの活性化	ボランティア等のイベント運営参加促進	

大綱7 施設運営の見直しについて

項 目	具 体 的 施 策	実 施 時 期
公平性の確保	・類似施設での統一的料金の設定 ・減免基準の明確化（減免対象団体及び減免率の平準化） ・使用料還付期間の統一	平成18年度から
使用料	経費に見合った使用料金の設定	平成18年度から
効率的な管理運営	指定管理者制度の導入を含む外部委託の検討	平成17年度から

大綱8 外部委託等の見直しについて

項 目	具 体 的 施 策	実 施 時 期
事務事業の外部委託	全事務事業の点検を行ない、積極的に外部委託を検討する。	平成17年中
委託事業の点検	業者選定基準を策定し、委託料の適正化を図る。	

大綱9 財産の見直しについて

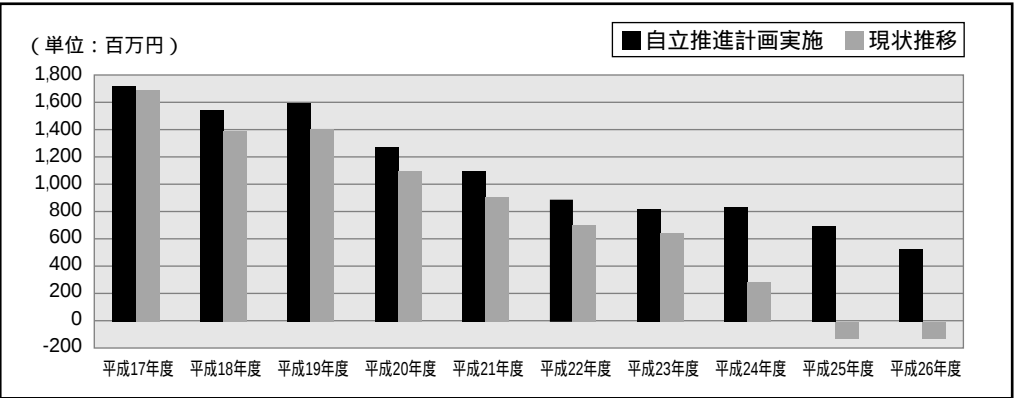
項 目	具 体 的 施 策	実 施 時 期
土地（土地開発公社所有地を含む）	未利用地の迅速な処分	平成17年度中に検討
	商業用地として活用可能な土地への積極的な企業誘致	
公用自動車等	台数等の精査・縮減	

大綱10 事務事業評価制度について

項 目	具 体 的 施 策	実 施 時 期
事務事業評価制度の導入	事務事業を実施する上での「計画→実行→評価→改善」の流れの中の評価機能を制度化し、事務事業の質の向上を図る。	平成18年から試行

この比較の結果として、計画を実施した場合には、10年間で約30億円が効果額として得られる結果となっています。
今後は、着実にこの計画を実行に移し、健全で効率的な行政運営を行ない、前述のまちづくりに向けた取り組みを進めていきます。

図7 弾力性（財政余力）推移比較



～健全で効率的な行財政運営を目指して～

遠賀町自立推進計画に関する 住民説明会を開催します

●とき・ところ・対象地区

回	日	時	会 場	対象地区
1	7月1日(金)	午後7時30分～	若松公民館	島津・若松
2	7月2日(土)	午前10時～	ふれあいの里センター	木守・上別府・若葉台
3	7月2日(土)	午後1時30分～	ふれあいの里センター	浅木・東和苑
4	7月2日(土)	午後7時30分～	虫生津公民館	虫生津
5	7月3日(日)	午前10時～	芙蓉公民館	緑ヶ丘・芙蓉
6	7月3日(日)	午後7時30分～	尾崎公民館	尾崎
7	7月4日(月)	午後7時30分～	遠賀川公民館	遠賀川・新町
8	7月5日(火)	午後7時30分～	別府公民館	別府
9	7月6日(水)	午後7時30分～	松の本公民館	松の本
10	7月8日(金)	午後7時30分～	第2町民体育館 (田園公民館)	田園北・田園南
11	7月9日(土)	午後2時～	遠賀コミュニティセンター	広渡・中央・旧停・老良
12	7月9日(土)	午後7時30分～	今古賀公民館	今古賀
13	7月10日(日)	午後7時30分～	鬼津公民館	鬼津

みなさまのご参加をお待ちしています。また日程の都合
がつかない場合は、対象地区以外の会場でも参加できます。

住民説明会に参加される際には、この「広報おんが臨時号」
をお持ちください。

●問い合わせ 企画課 企画調整係

☎(293)1234

